

委員・事業者からの提案に関する規制根拠等(環境・エネルギー関係)

提案名	一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化	非集中型分散電源の推奨による電力の地産地消モデルの実証実験 多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ	遊休農地を活用した太陽光発電	大型河川を活用したマイクロ水力発電	市街化調整区域におけるバイオマス発電	新型自動車特区による未来型交通システム実証実験
提案内容	<p>・廃棄物処理法の改正 ①全ての廃棄物処理を民間事業者にも開放 ②一般廃棄物処理施設でも産業廃棄物の処理を可能とする。(逆も同じ。)</p>	<p>・電気事業法の規制緩和(一需要家多受電等)</p>	<p>・農地法の規制緩和(農地転用の規制緩和)</p>	<p>・河川法の規制緩和(流水・土地の占用許可等の緩和) ・大阪府流水占用料等条例の適用除外(占用料の免除等)</p>	<p>・都市計画法の規制緩和(市街化調整区域における開発許可の緩和)</p>	<p>新型自動車(自動運転システム搭載車、超小型電気自動車、セグウェイなど)は、現状の規制下では公道を通行できないため、大阪地区で地域を限定してこれらの車両やシステムの公道での実証実験を行う。</p>
課題・支障事例	<p>現行の廃棄物処理法では、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分され、かつ、一廃は小さな基礎自治体の責務になっている。そのため、非効率が生じている。</p>	<p>現状では、電気の発送電は関電が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また託送の条件もあり多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場等)が参加することが困難である。</p>	<p>農地所有者が太陽光発電をやりたくても、農地転用が難しく、手続きにも膨大な時間がかかる。</p>	<p>マイクロ水力発電の河川(一級河川、二級河川)への設置では、河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者への安全確保等に配慮する必要があり、認可を受けることは難しい。</p>	<p>市街化調整区域にバイオマス発電施設を設置する場合は、都市計画法の開発許可が必要となる。市からは「市街化調整区域の住民に対するメリットが少ない。バイオマス発電は環境影響が生じる」などの理由で不可とされた。</p>	<p>これらの新型自動車は現状の規制下では公道を通行できない。(自動運転システム搭載車の場合は、運転手なしでの試験走行ができない。)また、超小型車の実証には、国土交通省「超小型モビリティ認定制度」の手続きが必要。</p>
現行の法・条例の概要	<p>【廃棄物処理法】 廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にする。</p>	<p>【電気事業法】 電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るため、電気工作物の工事、維持及び運用を規制する。</p>	<p>【農地法】 農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講じる。</p>	<p>【河川法】 洪水等による災害の防止や、適正な河川利用のため、河川の流水や土地の利用を制限する。 【大阪府流水占用料等条例】 河川法による流水や土地の占用料等を規定しており、国や地方公共団体等の公共事業のみ減免されているが、民間事業は対象外。</p>	<p>【都市計画法】 都市計画の内容、決定手続、都市計画制限等都市計画の必要事項を定めている。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域という性格から、許可できる開発行為の類型を限定。</p>	<p>【道路運送車両法】 道路運送車両に関し、所有権公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図る。 【道路交通法】 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止する。</p>
規制の根拠	<p>・廃棄物処理法第2条(定義) 「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物等をいう。</p> <p>・廃棄物処理法第6条の2(市町村の処理等) 市町村は、その区域内における一般廃棄物を収集・運搬・処分しなければならない。</p> <p>・廃棄物処理法第11条(事業者及び地方公共団体の処理) 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。</p>	<p>・電気事業法第19条(一般電気事業者の供給約款等) 一般電気事業者は、一般の需要に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>・関西電力 電気供給約款11条(供給の単位) 1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込み及び1 計量をもって電気を供給(例外)共同引込線(2以上の需給契約で1引込み)で電気を供給する場合等</p> <p>・電気事業法施行規則附則第17条(一の需要場所の特例) 以下の設備を設置する場合は、1 需要場所2引込が可能 ・電気自動車専用急速充電設備 ・再生可能エネルギー特措法認定設備</p>	<p>・農地法第4条(農地転用の制限等) 市街化区域外にある農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。次に該当する場合はこの限りでない。 (例) ・国又は都道府県が道路、農業用排水施設等に供する場合 ・農用地利用集積計画に定められた利用目的に供する場合等(参考) ・市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出る。</p>	<p>・河川法第23条、(流水の占用の許可) 河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>・河川法第24条(土地の占用の許可) 河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>・大阪府流水占用料等条例第5条(占用料の免除等) 知事は、特別の理由があると認めるときは、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。 ○国が事業を行う場合 ○公共団体が公用、公益上の目的で実施する場合等</p>	<p>・都市計画法第34条(市街化調整区域の開発許可) 市街化調整区域に係る開発行為については、開発行為が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。 (例) ・周辺居住者の利用に供する公益上必要な施設又は日用品店舗等日常生活に必要な施設の開発行為 ・農林水産物の処理、貯蔵、加工の施設の開発行為 ・地区計画等の内容に適合する開発</p>	<p>・道路運送車両法第3条(自動車の種別) 普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。</p> <p>・道路交通法第70条(安全運転の義務) 運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキ等を確実に操作するなど、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。</p>

委員・事業者からの提案に関する規制根拠等(経済・産業振興関係)

提案名	JSOX法的大幅な緩和	エンジェル税制の改革	登録免許税法の改正	外国人創業基準の緩和	公共調達ベンチャー企業への開放				
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制報告書等について、連結子会社への適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> 個人エンジェル税制対象と投資限度の拡大 法人エンジェル税制の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者に対する設立登記時における免許税の引下げ 仮登記による会社設立を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人創業基準の緩和 法人設立・登記などの手続きを英語対応 代表取締役の国籍要件の緩和 投資経営ビザの取得要件の緩和(500万円/人以上の投資) 	<ul style="list-style-type: none"> 創業後間もないベンチャー企業が公共調達に参入しやすいしくみの拡大。 				
課題・支障事例	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業に求められる制度と同等の制度が、連結子会社等にも求められているため、厳格な内部統制システム構築や外部監査人による監査のコスト等、過大なコストがかかり、企業の成長の阻害要因となる。 一方、投資元企業等の財務情報の透明性と正確性による信用力の確保に支障が生じる可能性もあることからこれらの確保手法が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャーファンドやベンチャー企業に対して、法人が出資した場合に出資額を損金算入する制度がないことから、ベンチャー企業の資金供給の促進に支障が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模なベンチャー企業設立時に過大なコストがかかり、創業に支障が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が創業する場合は、「投資経営ビザ」が必要であり、その際、事業所の確保や2名以上の常勤職員の確保又は500万円以上/人の出資が必要であり、外国人留学生を始め外国人の創業に支障が生じている。 法人登記に当たっては印鑑証明書の添付が必要。印鑑証明書の交付のための要件として、6か月以上の在留資格が必要であり、在留していない外国人が代表取締役となる法人登記ができない。このため、外国人の創業に支障が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 創業後、1年以内の企業は入札参加資格を有しない。(物品・委託役務) 				
規制の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第24条の4の4(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)「～有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、～事業年度ごとに、～内閣府令で定めるところにより評価した報告書を～内閣総理大臣に提出しなければならない」 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準(公開草案)」 	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第37条の13(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)、第41条の19(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税法第2条(課税の範囲)登録免許税は、別表第1に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明について課する。 【別表1】 <table border="1" data-bbox="832 1075 1155 1303"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="832 1075 1155 1139">二十四 会社又は外国会社の商業登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="832 1139 958 1303">イ株式会社の設立</td> <td data-bbox="958 1139 1155 1303">資本金の額1,000分の7(これによって計算した額が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円)</td> </tr> </table>	二十四 会社又は外国会社の商業登記		イ株式会社の設立	資本金の額1,000分の7(これによって計算した額が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円)	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 外国人経営者の在留資格基準の明確化について(法務省入国管理局ガイドライン) 総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する3次答申」に関する在留資格認定：～実質上会社の経営方針を左右できる程度の金額であることが必要であり、最低でも500万円以上の投資が必要となります。～ 会社法第911条(株式会社の設立の登記) 内国株式会社の代表取締役の住所について(昭和59年9月26日法務省民四第4974号民事局第四課長回答)内国株式会社の代表取締役のうち少なくとも1名は、日本に住所を有しなければ、設立の登記の申請は受理できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府入札参加資格審査要綱第3条(入札参加資格等の決定) 契約局長は、前条の区分ごとに地方自治法施行令の規定による入札参加に必要な資格要件を定め、告示の事務を行う。 (告示)(8)申請日現在において、1年以上の営業経験を有し～ていることを登記事項証明書により確認することができること 大阪市入札参加資格審査申請要領 大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
二十四 会社又は外国会社の商業登記									
イ株式会社の設立	資本金の額1,000分の7(これによって計算した額が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円)								

(参考) 大阪における再生可能エネルギー普及の取組状況 (1)

[1] 太陽光発電

- 府(市)有地を活用した複数のメガソーラー事業が進捗中。
- 府民や事業者による太陽光発電は、相談窓口の設置や融資制度等により普及を推進するとともに、府有施設を活用した民間事業者による導入を促進。

取組状況	導入効果試算
<p>(1) 府(市)有地を活用したメガソーラーの取組み</p> <p>① 府有地</p> <ul style="list-style-type: none">・堺第7-3区(産業廃棄物最終処分場跡地)【10MW(H23.9稼働)】・南部水みらいセンター【2MW(H25.9稼働)】・岬町多奈川(関空2期工事土採跡地)【2.7MW(H25.3稼働)、10MW(H25.9稼働)】・泉大津フェニックス最終処分場【19.6MW(H26.7全体稼働予定)】 <p>② 市有地</p> <ul style="list-style-type: none">・夢洲(北港処分地(廃棄物最終処分地))【10MW(H25.11稼働予定)】	<p>■ 耕作放棄地の活用</p> <p>○ 耕作放棄地を活用した太陽光発電ポテンシャル(全国)</p> <p>(農林水産省資料(H25.2))</p> <p>全国の耕作放棄地(39.6万ha)の内、約17万haが利用可能で、太陽光発電で約11万haを利用した場合、580億kWhの発電が可能。</p> <p>(注)実際の発電可能量ではない。</p>
<p>(2) 府有施設の屋根貸しによるソーラーパネル設置促進</p> <p>府有建築物の内、安全性や採算が確保できる13施設31棟(総面積:約11千㎡)を選定し、太陽光パネル設置事業者を公募。</p> <p>→最大約1,000kW可能(パネル設置面積を10㎡/kWと仮定)</p>	<p>○ 府の耕作放棄地: <u>1,665ha</u></p> <p>(全農地(13,900ha)の約12%)</p> <p>(出典:平成22年農林業センサス)</p>
<p>(3) おおさかスマートエネルギーセンターの設置・運営</p> <p>平成25年4月に府市共同で設置し、府民・市民、民間事業者の再生可能エネルギー導入などの相談・アドバイス(融資制度の案内等)を実施中。</p>	<p>○ 府域の太陽光発電ポテンシャル(試算)</p> <p>580億kWh × (0.17/39.6) ≒ <u>2.5億kWh</u></p>

(参考) 大阪における再生可能エネルギー普及の取組状況 (2)

[2] 小水力発電

➤ 府(市)が、上下水道施設を活用して実証事業等を実施中。

取組状況	導入効果試算
<p>(1) 都市インフラ(上下水)を活用した導入(例)</p> <p>① 大阪府</p> <ul style="list-style-type: none">・桃山台配水場(堺市、82kW)・流木浄水場(岸和田市、47kW)・寺内配水場(豊中市、129kW)・郡家ポンプ場(府企業団、320kW)・北部水みらいセンター(忠岡町、実証実験中)・中部水みらいセンター(貝塚市、実証実験中) <p>② 大阪市</p> <ul style="list-style-type: none">・長居配水場(大阪市東住吉区、253kW)	<p>■ 府内河川の活用</p> <p>○ 府内河川数 1級河川(126本)、2級河川(40本)</p> <p>○ 府内河川に小水力発電を設置した場合の導入効果(試算)</p> <p>(例1) 府内の1級河川全てに設置した場合 発電総量: 542kW</p> <p>(例2) 府内の2級河川全てに設置した場合 発電総量: 172kW</p> <p>※嵐山小水力発電所(桂川、平常時出力4.3kW)と同等規模が、各河川に1基設置されると仮定</p>

[3] バイオマス発電

➤ 自社利用で導入している事例はあるが、全量売電目的の設置はない。

取組状況	その他
<p>(1) 主に自社利用の導入(例)</p> <p>木材加工業者やリサイクル業者などが建設廃材や剪定枝等の木質バイオマスを燃料としたバイオマス発電を設置している。</p> <p>(参考) 大阪府域の木質バイオマス発電 出力: 8,625kW(平成24年3月末現在)</p>	<p>■ 全量売電目的</p> <p>廃棄物処理事業者等が、市街化調整区域で検討しているが、都市計画法の手続き等が課題である。</p> <p>(参考) 大阪府内の市街化調整区域 93,752 ha(平成23年3月末現在)</p> <p>〔①能勢町9,765ha、②河内長野市9,428ha、③和泉市5,897ha、…〕</p>

■ おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）（平成25年9月）

○目標年度

2020年度

○計画目標

150万kW以上を新たに創出

(1) 再生可能エネルギーの普及拡大

・太陽光発電による供給力の確保：90万kW（住宅62万kW、非住宅28万kW）

(2) エネルギー消費の抑制

・省エネ機器・設備の導入促進等を図り、省エネルギー社会の構築を目指す。

(3) 電力需要の平準化と電力供給の安定化

・分散型電源(コージェネ・燃料電池等)の導入による供給力の確保：35万kW

・ガス冷暖房等の導入による電力需要の削減：25万kW

○取組み方針

(1) 再生可能エネルギーの普及拡大

・太陽光発電の普及促進（融資など導入支援、公共施設・防災拠点への導入促進等）

・その他再生可能エネルギーの普及拡大（中小水力発電、バイオマス発電の導入促進等）

(2) エネルギー消費の抑制

・省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換（エネルギー使用量の見える化を推進等）

・省エネ機器・設備の導入促進（融資など導入支援）

・住宅・建築物の省エネ化（新增設時の環境配慮措置等）

(3) 電力需要の平準化と電力供給の安定化

・電力のピークカット・ピークシフトの推進（BEMSの導入促進等）

・電力供給の安定化（分散型電源の導入促進、スマートコミュニティ普及等）

・多様な電力事業者の参入促進（参入環境の整備、自ら選択・調達できる仕組みの構築等）